

相続によりご資金を受け継がれた方へ

〈相続専用定期貯金〉

かけはし

受け継がれたご資産を
大切にお預かりします

●組合員 または 組合員と同居の家族の方

店頭表示
金利

+ 年 **0.25** %

- お取り扱い期間 令和6年4月8日(月) ~ 令和7年3月31日(月)
- ご利用いただける方 契約時に組合員または組合員と同居の家族で、お預入れ日の前 **2年以内** に相続資金をお受け取りの個人の方
 - ※相続により取得した預貯金の他、被相続人の死亡を原因とする共済金(保険金)、不動産や有価証券(債券・株券・投資信託等)の売却代金等も対象となります。
 - ※他金融機関で相続資金をお受け取りになられたお客様も対象となります。
 - ※他金融機関にお預入れされた相続資金でも、お受け取り後2年以内であれば本商品にて預け替えが可能です。
 - ※本商品を解約した資金(自動継続後解約を含む)の再度受入れは対象外となります。
- 預入金額 100万円以上相続資金受取金額まで
- 対象商品 スーパー定期 1年もの、大口定期 1年もの
- 必要書類
 - 当JAで相続手続きをされた方 : 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)、お届け印
 - 当JA以外で相続手続きをされた方: 上記の他に以下①~③全ての書類をご提示ください。(裏面参照)
 - ①相続手続き完了後2年以内であることが確認できる書類
 - ②お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類
 - ③相続により取得した金額が確認できる書類
 - 相続専用定期貯金『かけはし』受付票をご記入いただきます。用紙は店頭にご用意しております。
 - 上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

- 次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。
- 中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
- 利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます。
- 金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで
お気軽におたずねください。

商品概要説明書

(令和6年4月8日現在)

1.商品名	○スーパー定期貯金(単利型)(愛称:かけはし)	○大口定期貯金(愛称:かけはし)	
2.販売対象	○契約時に組合員または組合員と同居の家族で、お預入れ日の前2年以内に相続資金をお受取りの個人の方 ※相続により取得した預貯金の他、被相続人の死亡を原因とする共済金(保険金)、不動産や有価証券(債券・株券・投資信託等)の売却代金等も対象となります。 ※本商品を解約した資金(自動継続後解約を含む)の再度受入れは対象外となります。 ※他金融機関で相続資金をお受取りになられたお客様も対象となります。 ※他金融機関にお預入れされた相続資金でも、お受取り後2年以内であれば本商品にて預け替えが可能です。		
3.取扱期間	○令和6年4月8日(月)～令和7年3月31日(月)		
4.期間	○1年自動継続(元金継続または元利金継続)		
5.預入方法	(1)預入方法	○一括預入	
	(2)預入金額	○100万円以上1,000万円未満(相続により取得した金額の範囲内)	○1,000万円以上(相続により取得した金額の範囲内)
	(3)預入単位	○1円単位	
	(4)預入形態	○総合口座または定期貯金通帳への預入に限ります。	
	(5)必要書類	○当JAで相続手続きをされた方:本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)、お届け印 ○当JA以外で相続手続きをされた方:上記のほか以下①～③全ての書類をご提示ください。 ①相続手続き完了後2年以内であることが確認できる書類 ●被相続人名義の解約済通帳や計算書の写しとその解約金を入金した相続人名義の通帳 ●金融機関に提出した相続依頼書の写し など ②お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 ●戸籍謄本の写し ●遺産分割協議書の写し など ③相続により取得した金額が確認できる書類 ●被相続人名義の解約済通帳や計算書の写しとその解約金を入金した相続人名義の通帳 ●遺産分割協議書※1の写し ●遺言書※1(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し など ※1 金融機関名と金額の記載のあるもの ○お預入れ資金が共済金(保険金)、不動産や有価証券の売却代金等の場合は以下の書類を別途ご提示ください。 ●共済(保険会社)の支払通知書 ●相続された不動産・有価証券等の売買契約書、不動産登記簿謄本、売却代金計算書 など ○相続専用定期貯金『かけはし』受付票をご記入いただけます。用紙は店頭にご用意しております。	
6.払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。		
7.利息	(1)適用金利	○預入時のスーパー定期1年ものの店頭金利に0.25%上乗せした利率を初回満期日まで適用します次回継続時には自動継続時の店頭表示金利を適用します。	
	(2)利払頻度	○満期日以後に一括して支払います。	
	(3)計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。	
	(4)税金	○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
	(5)金利情報の入手方法	○金利は店頭またはホームページに表示しています。	
8.手数料	—		
9.付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		
	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	○マル優の取扱いはできません。	
10.中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満…解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×50%		
	①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A.解約日における普通貯金の利率 B.約定利率-約定利率×30% C.約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A.約定利率-約定利率×30% B.約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$		
11.貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
12.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)		
13.その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○他の金利上乗せ商品、キャンペーン商品との併用のお取扱いはできません。 ○本商品はATM・JAネットバンクでのご契約・ご解約はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 遠州中央